

環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 46百万円(23百万円)
--

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

平成17年4月に施行された「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)は、事業者による環境報告書の作成・公表の促進その他の環境情報の提供・利用の促進を通じ、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に事業者の環境配慮の状況を考慮するよう促し、もって事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを目的としている。同法の施行から3年が経過したことを踏まえ、中央環境審議会小委員会において同法の施行状況の評価が行われた。平成20年3月に公表された評価報告書においては、環境報告書の比較可能性・信頼性の向上が必要であること、第三者審査の受審を進めるべきこと、環境報告書の利用促進措置を講ずべきことといった指摘がなされており、こうした点について措置を講ずる必要がある。また、環境報告書を作成・公表している企業や環境会計を導入している企業の割合は平成18年度までは着実に増加していたものの、平成19年度にはわずかながら減少に転じている。こうした状況を踏まえ、平成22年度においては以下の施策を行う。

2. 事業計画

(1) 環境配慮促進法施行事業(平成20年度～)

- ・環境報告書の比較可能性を高めるため、環境報告ガイドラインと記載事項等に関する手引きの改訂を行う。また、改訂内容についてセミナーを開催し、普及促進を図る。
- ・昨今の環境偽装事件等により、環境報告書の信頼性向上の要請がますます高まっていることをうけて、環境報告書を作成した事業者自らが審査・評価を実施するためのガイドラインの改訂を目指す。また、環境報告書の第三者審査の促進方策や、より効果的な審査を行うための審査機関のあり方について検討する。
- ・環境報告書の利用促進のため、平成21年度に立ち上げる環境報告書に関する情報提供サイトについて、更なる充実を図る。また、環境コミュニケーションを向上させる観点から、より分かりやすく、消費者や投資家等から利用される環境報告書の普及を目指し、表彰及びシンポジウム等を実施する。

(2) 環境保全の取組に関する評価手法に係る調査 (平成 21 年度 ~)

- ・平成 21 年度に行う環境会計手法の調査・検討の結果を踏まえ、環境会計ガイドラインの改訂を目指す。

3 . 施策の効果

環境報告書等の企業が自ら行う事業活動の把握、公表等の取組を通じ、自主的・積極的に環境配慮の取組を進める企業が高く評価される社会システムが構築され、環境と経済の好循環が実現し、企業の自主的な取組によって企業の事業活動に伴う環境負荷が低減される。